伊藤　正義
塩成　顕秀
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する（以上八月十七日）
正七位
正四位に叙する
正五位に叙する
赤川　四郎
古知屋林造
細田　理一
従五位に叙する（各通）
兒林　哲朗
正六位に叙する（各通）
大谷　恒司
束元　教恭
古屋　勇
牧野　達夫
（四日市市公立学校長）
従六位に叙する（各通）
久保　高明
谷沢　宇内
正七位に叙する（各通）
石川　富三
（准陸尉）
従七位に叙する（各通）（以上八月十八日）
（宮崎大学名誉教授）従七位
竹井　國雄
正四位に叙する
従四位に叙する
正五位に叙する
内山　陸朗
工藤　次男
（二等陸佐）
前田　勝
宮田　和夫
従五位に叙する（各通）
荒井　欣一
正八位
宇都　卓志
兒島　隆夫
園田　勝也
高橋　鋭夫
田村五葉王
正六位に叙する（各通）
従七位
小澤　政信
木塚　雅文
代田　文博
中原　重幸
橋爪　實
畠岡　俊夫
吉岡　末男
渡邊　武邦
従六位に叙する（各通）
杉浦　裕隆
杉山　安雄
堀江　昇松
正七位に叙する（各通）（以上八月十九日）

小澤　弘一
西川　義明
萩野　幸藏
青木　國雄
柏　恒里
黒田　宏
村上　祥典
鈴木　要司
昼田豊太郎
山路　秀勝
行木　一夫
植木　正治
篠田　正
高橋　昭吉
岩崎　武男
上村　芳輔
佐藤　功
武田　和雄
阿部　務
木部　晃正
永武　三次
吉泉　肇

丸地　宏
吉田　公雄
河合　俊幸
土谷　正男
高木　秀喜
吉田　政弘
藤田　弘司
鈴木　秀雄
森田　康生
丹羽　政次
尾崎　操
花田　由光
前畠　浩二
小林　偉男
保田　昭
大串　友義
大島　喜一
関根　茂
小谷憲太郎
夫代　尚徳
太田　祖電
渡邉　勝
山下　正夫
富田　善哉
武部　良直
小柳　助廣
熊谷　初男

正五位に叙する
従五位に叙する
糸山　岩男
北澤　磐雄
的場　健二
正六位に叙する（各通）
今西　弥市
御園　正男
春日　一郎
正七位に叙する（各通）（以上八月二十日）
従六位
正五位に叙する
梅野　惇
関根　善吉
正六位に叙する（各通）
大戸　文
小柳　助廣
（埼玉県警部）
従六位に叙する（各通）
大本　文男
長沼　昭二
正七位に叙する（各通）（以上八月二十一日）
従七位
正六位に叙する（各通）
稲垣　太
従六位に叙する（各通）
伊藤與志夫
相馬　茂
正七位に叙する（各通）（以上八月二十二日）
正八位
従五位に叙する（各通）
河野　泰成
従六位に叙する（各通）（以上八月二十三日）
正四位に叙する（八月二十四日）
○叙勲
砂川　敦
旭日単光章を授ける（各通）（八月二十日）
旭日双光章を授ける
旭日単光章を授ける（以上八月二十一日）

大野　初枝
田邊　重平
入江　照一
本山　五男
半田　秀悦
桑原みほ子
星野　茂雄
関根　尚
大島　喜一
稲垣　太
小谷憲太郎
夫代　尚徳
伊藤　正義
塩成　顕秀
兒林　哲朗
束元　教恭
牧野　達夫
赤川　四郎
鈴木　要司
行木　一夫
古屋　勇
村上　祥典
石川　富三
植木　正治
三瓶　哲美
篠田　正
林　正榮
川合　正俊
佐藤　功
武田　和雄
田村五葉王
春野　光治
渡邊　武邦
御園　正男
吉田　政弘
藤田　弘司

中村　勝
吉田　忠彦
旭日双光章を授ける
門脇　幸悦
依田　吉郎
旭日単光章を授ける（各通）（以上八月二十三日）
田崎　昭雄
瑞宝小綬章を授ける
黒木　冨男
岡林　繁浩
志水　岩雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
伊藤　正義
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十七日）
安居院實然
牧野　達夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）
久保　高明
高橋　昭吉
行木　一夫
古屋　勇
（四日市市公立学校長）
瑞宝双光章を授ける（各通）
石川　富三
大谷　恒司
（准陸尉）
谷沢　宇内
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十八日）
川合　正俊
瑞宝中綬章を授ける
岩崎　武男
杉山　安雄
橋爪　實
（二等陸佐）
宮田　和夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
小澤　政信
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十九日）
春日　一郎
吉田　公雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
藤田　弘司
瑞宝単光章を授ける（以上八月二十日）

鈴木　秀雄
桑原みほ子
丹羽　政次
前畠　浩二
夫代　尚徳

瑞宝小綬章を授ける
大戸　文
関根　善吉
瑞宝双光章を授ける（各通）
（埼玉県警部）
瑞宝単光章を授ける（以上八月二十一日）
小谷憲太郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（八月二十二日）

官庁報告

官庁事項

焼津地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の3第5項の規定に基づき、次のとおり焼津地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成27年9月29日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のとおり」は省略し、焼津地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画課、静岡県庁及び焼津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公告

諸事項

工場財団

東京都千代田区神田神保町2丁目1番地**北海道糖業株式会社**の工場財団に北見市北上101番地北海道糖業株式会社北見製糖所、中川郡本別町勇足53番地1北海道糖業株式会社本別製糖所、伊達市館山下町1番地の8北海道糖業株式会社道南製糖所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年9月29日

釧路地方法務局北見支局

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年9月29日

国土交通大臣　太田　昭宏